

スピードスケート指導者登録制度について

- 1) 制度概要 「スピードスケート指導者登録制度」とは、スピードスケート団体等が競技者滑走時間に行う練習で八戸市が必要と認めた場合、指導者の個人使用料を免除する制度
- 2) 該当する施設 八戸市長根屋内スケート場（YS アリーナ八戸）
- 3) 登録基準 指導者は、日本スケート連盟または青森県スケート連盟登録者。その他市長が特に必要と認める者。
- 4) 免除措置 登録が認められた指導者へ指導者証を貸与し、個人使用料を免除する。
- 5) 免除期間 当該年度の 3 月 31 日まで。
ただし、市外からの合宿利用者については合宿期間とする。
- 6) 申請方法 長根屋内スケート場に使用料減免申請書を提出すること。
※団体所属者(構成員)の名簿(氏名が明記されたもの)を添付すること
- 7) その他 指導者は 18 歳以上(高校生を除く)とする。
営利を目的とした団体は対象外とする。